

おおがきしかき きそう いっぱんそうだんしえん じゅうようじこうせつめいしょ
大垣市柿の木荘 一般相談支援サービス 重要事項説明書

ちいきいこう ちいきていちゃく
(地域移行・地域定着)

本重要事項説明書は、当事業所と一般相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

じぎょうしゃ
1. 事業者

めい しょう 名称	しゃかいふくしほうじん おおがきししゃかいふくしじぎょうだん 社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団
しょざいち 所在地	おおがきまきのちやう ちやうめ ほんち 大垣市牧野町2丁目150番地 1
でんわばんごう 電話番号	0584-71-3918
だいいょうしゃしめい 代表者氏名	りぢちやう きたの しげき 理事長 北野 茂樹

じぎょうしょ がいよう
2. 事業所の概要

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	いっばんそうだんしえんじぎょうしょ 一般相談支援事業所・2019年4月1日指定
じぎょう もくてき 事業の目的	いっばんそうだんしえん たいしやうしゃ しんたいしやうがいしゃ ちてきしやうがいしゃ せいしんしやうがいしゃ 一般相談支援の対象者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・ なんびやう しやうがいじ たい てきせい そうだんしえん ていきやう 難病・障害児）に対し、適正な相談支援サービスを提供することを もくてき 目的とします。
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	おおがきしかき きそう 大垣市柿の木荘
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	おおがきふるみやちやう ほんち 大垣市古宮町397番地 1
でんわばんごう 電話番号	0584-89-9503
ばんごう FAX番号	0584-89-9506
かんりしやしめい 管理者氏名	しよちやう やまだ たけひこ (けんにん) 所長 山田 毅彦 (兼任)
じぎょうしょ うんえい 事業所の運営 ほうしん 方針について	1 りやうしや ゆう のうりよくおよ てきせい おう じりつ にちじやうせいかつおよ しゃかい 利用者が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会 せいかつ いとな で き てきせい そうだんしえん ていきやう 生活が営むことが出来るよう適切な相談支援を提供いたします。 2 じぎょう じつし あ たたつては かんけいしちやうそん ほけん いりやう ふくし しゆうろ 事業の実施に当たっては、関係市町村、保健、医療、福祉、就労、 きやういくやう れんけい はか そうごうてき ていきやう つと 教育等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業の対象者

- (1)身体障害者 (2)知的障害者 (3)障害児 (4)精神障害者 (5)難病患者等

4. 事業実施地域

おおがきし かいつし ようろうちょう たるいちよう せきはらちょう ごうどちょう わのうちちょう あんぼちょう
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、
いびがわちょう おおのちょう いけだちょう いじよう ちいきない じゆうきよ りようじぎょうしょ ゆう
揖斐川町、大野町、池田町(以上の地域内に住居もしくは利用事業所を有する
かた
方)

5. 営業時間

えいぎょうび 営業日(サービス ていきょうひ 提供日)	げつようび きんようび 月曜日～金曜日
えいぎょうじかん 営業時間およびサー ていきょうじかんだい ビス提供時間帯	ごぜん じ 30 ぶん から ごご じ 15 ぶん 午前8時30分から午後5時15分 *ただし、緊急時は携帯電話にて24時間対応します。
きゅうぎょうび 休業日	ど にちようび ・ こくみん しゆくじつおよ がつ にち から がつ にち 土・日曜日・国民の祝日及び12月29日から12月31日 がつ にち ・ がつ にち 1月2日・1月3日

6. 施設の概要

たてもの 建物	こうぞう 構造	ほんたい 本体	てつきん づくりひらやだて 鉄筋コンクリート造平屋建
		きぎょうとう 作業棟	てつこつづくりひらやだて 鉄骨造平屋建
	のべゆかめんせき 延べ床面積	ほんたい 本体	1,081.58 m ²
		きぎょうとう 作業棟	259.83 m ²
しきちめんせき 敷地面積	4,161 m ²		

7. 職員の体制

しよくしゆ 職種	せんじゆう 専従	けんむ 兼務	じようきんかんきん 常勤換算	ほゆうしかく 保有資格
かんりしや 管理者		1名	0.5名	しゃかいふくしし 社会福祉士
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員	2名		2名	しゃかいふくししゆじ 社会福祉主事
じむいん 事務員		1名	0.5名	

8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 契約終了後、提供されるサービス内容

地域移行支援

- (1) アセスメントの実施、原案の作成、利用者等への説明、担当者会議の開催、地域移行支援計画の作成。
- (2) 地域移行するための相談、同行支援、計画実施の見直し・変更。
- (3) 障害福祉サービスの体験利用支援、体験宿泊支援。
- (4) 前号に掲げるもののほか、地域移行支援に関すること。

地域定着支援

- (1) アセスメントの実施、地域定着支援台帳の作成・見直し・変更。
- (2) 常時の連絡体制の確保、利用者等への訪問。
- (3) 緊急の事態における支援等。
- (4) 前号に掲げるもののほか、地域定着支援に関すること。

(2) 利用料金

地域移行支援サービス費	3,044単位/月	30,987円/月
地域定着支援サービス費	体制確保	304単位/月
	緊急時支援	709単位/月
地域区分		1.018単位/月

一般特定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

※2019年10月1日より下記の通り変更します。

地域移行支援サービス費	3,059単位/月	31,1410円/月
地域定着支援サービス費	体制確保	305単位/月
	緊急時支援	711単位/月
地域区分		1.018単位/月

② 交通費

通常の事業実施地域外で当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費(1kmあたり30円)をいただきます。

③ 利用料金のお支払い方法

前記②の費用は1か月ごとに計算してご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア) 窓口にて現金支払い

イ) 指定口座への振り込み

大垣共立銀行 大垣市役所出張所

社会福祉法人大垣市社会福祉事業団 大垣市柿の木荘 事務局 若井志行

口座番号(普) 60949

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令(及び大垣市社会福祉事業団個人情報保護規定)に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、個人情報に関しては定められた利用目的以外には使用しません。

また、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、特定相談支援サービスを提供した日から10年間です。

10. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

大垣市柿の木荘 電話番号 0584-89-9503

○窓口担当者 : 田部ゆみ

○担当責任者 : 山田毅彦

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

< 第三者委員 >

名 前	連絡先
かなもり まさる 金森 守	おおがき しんろうしやふくし 大垣市勤労者福祉センター でんわばんごう 電話番号 0584-93-1100
ふ わ まさこ 不破 正子	おおがき しんせいじどういん 大垣市民生児童委員 でんわばんごう 電話番号 0584-91-5977
おおはしな おき 大橋 奈麻輝	おおがき しやかいふくしきようぎかい 大垣市社会福祉協議会 でんわばんごう 電話番号 0584-78-8181

(3) 行政機関その他苦情受付機関

おおがきしやくしよ 大垣市役所 障がい福祉課障がい福祉 グループ	しよざいち 所在地 おおがきしまる うち ちよめ 大垣市丸の内2丁目29 でんわばんごう 電話番号 0584-47-7298 (直通)
ぎふけんうんえいてきせいはいんかい 岐阜県運営適正化委員会	しよざいち 所在地 ぎふ しもなら ちよめ ばん ごう 岐阜市下奈良2丁目2番1号 (岐阜県社会福祉協議会内) でんわばんごう 電話番号 058-273-1111

(4) 苦情解決の体制・手順

- ①利用者への周知：施設内への掲示等により、苦情解決責任者は利用者に対して、苦情解決責任者・苦情受付担当者・苦情解決統括責任者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知します。
- ②苦情の受付：苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
- ③苦情受付の報告・確認：苦情受付担当者が受付けた苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。
第三者委員は内容を確認し苦情申出人に対して、苦情を受け付けた旨を通知します。
- ④苦情解決のための話し合い：苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は必要に応じて苦情統括責任者、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
- ⑤苦情解決の記録・報告：苦情受け付け担当者は、苦情受け付けから解決・改善までの経過と結果について苦情受け付け書に記録します。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び統括責任者、第三者委員に対して苦情解決結果報告書により報告します。
- ⑥解決結果の公表：苦情解決の状況について、個人情報に関するものを除き事業団事業報告書等に記載し公表します。

1 1. 虐待の防止について

- (1) 利用者の人権やプライバシーを尊重した相談を行います。
- (2) 利用者への体罰や暴言、身体拘束は行いません。
- (3) 虐待防止のための啓発活動および研修等を行い、虐待防止に努めます。

1 2. 緊急時及び事故発生時における対応について

事故が発生した場合には、速やかに各関係者等に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。事業者の責任により生じた損害については、事業者が加入する損害保険等にて速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害に契約者の故意または過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減ずる場合があります。

じゅうようじこう せつめいかくにんしよ
重要事項の説明確認書

わたしは、本書面に基^{もと}づいて「相談支援事業所^{そうだん しえん じぎょう しょ} 大垣市柿の木荘^{おおがきし かき き そう}」の職員^{しよくいん}
(氏名^{しめい}) から上記重要事項の説明^{じゅうきじゅうようじこう せつめい}を受けたことを確認^{かくにん}します。

ねん がつ 日にち
年 月 日

利用者^{りようしゃ} 住所^{じゅうしょ}
氏名^{しめい} 印^{いん}
(代筆者名^{だいひつしやめい} 続柄^{ぞくがら})

代理人^{だいにん} 住所^{じゅうしょ}
氏名^{しめい} 印^{いん}
(続柄^{ぞくがら})

当施設^{とうしせつ}は、^{さま たい}様に対する特定相談支援サービス提供^{ていきょう}にあたり上記^{じゅうき}のとおり重要事項^{じゅうようじこう}についての説明^{せつめい}をいたしました。

ねん がつ 日にち
年 月 日

施設^{しせつ} 住所^{じゅうしょ} 〒 5 0 3 - 0 8 4 8
おおがきしふるみやちょう ばんち
大垣市古宮町 397 番地 1
名称^{めいしょう} 社会福祉法人^{しゃかいふくしほうじん} 大垣市社会福祉事業団^{おおがきししゃかいふくしじぎょうだん}
相談支援事業所^{そうだんしえんじぎょうしょ} 大垣市柿の木荘^{おおがきしかき き そう}

管理者^{かんりしゃ} やまだ たけひこ 印^{いん}
山田 毅彦

説明者^{せつめいしゃ} 印^{いん}